

令和4年6月13日

総務部総務課

**自転車の撤去等に要した費用の徴収に関する処分に対する審査請求について**

自転車の撤去等に要した費用の徴収に関する処分に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問する。

**1 審査請求人**

江東区東砂在住者

**2 審査請求の年月日**

令和3年8月20日

**3 審査請求の趣旨**

江東区長が令和3年8月17日付で審査請求人の子に対して行った自転車の撤去等に要した費用の徴収に関する処分の取消しを求める。

**4 審査請求の理由**

撤去された自転車が盗難に遭った日時は、撤去の前日である令和3年7月20日21時半頃であったが、盗難に気付いた際に自身で付近を搜索しており、撤去の前日までに警察署に被害届を提出することは不可能であった。

**5 審理員意見書**

本件審査請求を棄却するとの意見を述べる。

**6 江東区行政不服審査会答申**

江東区長が審査請求人の子に対して行った、自転車の撤去手数料の免除対象外として判断した処分は、妥当である。